

京都府暫定登録文化財について

京都府教育庁指導部文化財保護課

近年、国内各地で地震・水害・火災等の災害が頻発し、文化財の破損・劣化・散逸の危険性が高まっています。

京都府では、貴重な文化財の早期保護を図るため、平成29年4月から「**暫定登録文化財**」の制度を創設し、文化財保護の裾野を広げ、修復・保存・防災等のための補助を行います。

京都府内の文化財

－29年度から－

府指定文化財

府にとって重要なもの



府登録文化財

府内の特定地域にとって重要なもの



新 府暫定登録文化財

将来、国指定や府指定・登録文化財になる可能性のあるもの



未指定文化財



－28年度まで－

府指定文化財

府登録文化財

未指定文化財

暫定登録文化財への補助

保存・修理

保存・修理事業に対し、事業費の1/3を補助します。

- ・破損箇所の修理
- ・防災設備等の設置 等

維持管理

維持管理事業に対し、事業費の1/2を補助します。

- ・消火設備等の保守点検
- ・小修理 等

防災資機材

防災効果を高める防災資機材購入に対し、購入費の2/3を補助します。

- ・消火器
- ・収蔵箱 等

詳細については文化財保護課

(代 075-414-5896) へお問合せください

